

第3号議案

霧ヶ峰自然環境保全協議会規約改正案

新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成19年10月19日から施行する。</p> <p>一部改正 平成20年11月20日施行</p> <p>一部改正 平成24年12月20日施行</p> <p>一部改正 平成29年4月1日施行</p> <p>一部改正 令和元年5月20日施行</p> <p>一部改正 令和4年3月 日施行</p>	<p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成19年10月19日から施行する。</p> <p>一部改正 平成20年11月20日施行</p> <p>一部改正 平成24年12月20日施行</p> <p>一部改正 平成29年4月1日施行</p> <p>一部改正 令和元年5月20日施行</p>
<p>(別表)</p> <p>(略)</p> <p>霧ヶ峰ガイド組合</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>K i N O A 合同会社</p> <p>(略)</p>	<p>(別表)</p> <p>(略)</p> <p>霧ヶ峰ガイド組合</p> <p>車山ガイド組合</p> <p>K i N O A 合同会社</p> <p>(略)</p>

第3号議案

霧ヶ峰自然環境保全協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会を「霧ヶ峰自然環境保全協議会」と称し、通称として「霧ヶ峰みらい協議会」を併せ用いる。

（目的）

第2条 諏訪地域の人々と自然の深い関わりによって形成された草原・樹叢、生物の営みと時が積み重なって生まれた湿原、それらをはじめとする霧ヶ峰の多様な自然、美しい景観は、諏訪地域のみならず長野県が世界に誇る自然・文化遺産である。霧ヶ峰自然環境保全協議会は、地域の住民、事業者、土地所有者、自然環境保全等の活動を行う市民団体、学識経験者、関係行政機関等が連携、協力して、霧ヶ峰の豊かな自然環境を保全し、子孫に手渡すために叡智を集めるとともに、霧ヶ峰における人と自然の共存及び適正な利用のための道を開くことを目的とする。

（事業）

第3条 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 霧ヶ峰の植生、動物の生息、景観、人と霧ヶ峰の関わり、利用のあり方等について調査、検討し、目指すべき霧ヶ峰の姿を描く事業
- (2) 前号の目指すべき霧ヶ峰の姿を実現するために実施する事業の検討及び調整等に関する事業
- (3) その他霧ヶ峰自然環境保全協議会の目的達成のために必要な事業

（構成）

第4条 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、別表に掲げる団体・機関によって構成し、必要に応じて随時追加する。

（役員）

第5条 霧ヶ峰自然環境保全協議会に、次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名

（役員を選任）

第6条 座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名する。

（役員の職務）

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 座長は、霧ヶ峰自然環境保全協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代行する。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は、 2 年 と する。 た だ し、 再 任 を 妨 げ ない。

(会 議)

第 9 条 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、座長が招集し、議長にあたる。

2 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自然環境の保全に関する事項
- (2) 利用のあり方に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 役員 の 選 任 に 関 する 事 項
- (5) その他座長が必要と認めた事項

3 霧ヶ峰自然環境保全協議会の議事のうち重要事項については、構成団体・機関の3分の2以上の同意をもって決定する。

(部 会 の 設 置)

第 10 条 第 3 条 に 掲 げ る 事 業 を 実 施 す る に 当 た っ て、 個 別 事 項 の 詳 細 な 検 討 等 を 行 う た め、 霧ヶ峰自然環境保全協議会に部会を置くことができる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(経 費)

第 11 条 霧ヶ峰自然環境保全協議会の参加経費は、各構成団体・機関の負担とする。

(事 務 局)

第 12 条 霧ヶ峰自然環境保全協議会の事務を処理するための事務局を長野県諏訪地域振興局環境課に置く。

(補 則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、霧ヶ峰自然環境保全協議会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 10 月 19 日から施行する。

一部改正 平成 20 年 11 月 20 日施行

一部改正 平成 24 年 12 月 20 日施行

一部改正 平成 29 年 4 月 1 日施行

一部改正 令和元年 5 月 20 日施行

一部改正 令和 4 年 3 月 日施行

(別 表)

上桑原牧野農業協同組合
下桑原牧野農業協同組合
小和田牧野農業協同組合
霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合
霧ヶ峰高原牧野農業協同組合
物見石牧野畜産農業協同組合
茅野市米沢北大塩財産区
茅野市北山柏原財産区
林野庁中部森林管理局南信森林管理署
霧ヶ峰強清水自治会
池のくるみ旅館組合
霧ヶ峰旅館組合
IC霧ヶ峰観光商業会
一般社団法人諏訪観光協会
車山高原自治会
一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構
車山高原観光協会
八島湿原山小舎組合
下諏訪観光協会
諏訪市グライダー協会
霧ヶ峰バス事業者連絡会
信州・長和町観光協会
一般社団法人長野県環境保全協会諏訪支部
諏訪地域自然保護レンジャー世話人会
霧ヶ峰パークボランティア連絡会
霧ヶ峰ネットワーク
環境会議・諏訪
霧ヶ峰ガイド組合
車山ガイド組合
K i N O A 合同会社
諏訪教育会自然研究部
国立大学法人信州大学
環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所
諏訪市
茅野市
下諏訪町
長和町
長野県環境部自然保護課
長野県環境保全研究所
長野県諏訪警察署
長野県諏訪建設事務所
長野県諏訪地域振興局

第3号議案

霧ヶ峰自然環境保全協議会作業部会設置要綱改正案

新旧対照表

改正案		現 行	
<p>(略)</p> <p>附則 この要綱は、平成20年6月26日から施行する。</p> <p>一部改正 平成20年11月20日施行</p> <p>一部改正 令和元年5月20日施行</p> <p>一部改正 令和4年3月 日施行</p>		<p>(略)</p> <p>附則 この要綱は、平成20年6月26日から施行する。</p> <p>一部改正 平成20年11月20日施行</p> <p>一部改正 令和元年5月20日施行</p>	
別 表		別 表	
作業部会	団体及び機関	作業部会	団体及び機関
霧ヶ峰エコ ツーリズム モデル構築 部会	<p>(略)</p> <p>霧ヶ峰ガイド組合、(削 除) K i N O A 合同会社</p> <p>(略)</p>	霧ヶ峰エコ ツーリズム モデル構築 部会	<p>(略)</p> <p>霧ヶ峰ガイド組合、車山ガ イド組合、K i N O A 合同会 社</p> <p>(略)</p>

第3号議案

霧ヶ峰自然環境保全協議会作業部会設置要綱（案）

第1 目的

霧ヶ峰自然環境保全協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項に関し、詳細な検討及び調整を行い、協議会における合意形成及び事業執行に資するため、協議会規約第10条に基づく部会として作業部会を設置する。

第2 任務

作業部会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ記載の任務を行う。

- (1) 「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会
 - ア 草原、湿原、樹叢をはじめとする霧ヶ峰の自然環境の保全方法に関する検討
 - イ 外来種への対応及び野生鳥獣被害対策に関する検討
 - ウ その他必要と認める事項
- (2) “彩り草原空間”形成・施設整備部会
 - ア 霧ヶ峰を魅力的な“彩り草原空間”としていくための景観形成及び施設整備に関する検討
 - イ 過剰利用防止対策及び自動車渋滞対策に関する検討
 - ウ 霧ヶ峰の利用者に協力を求め又は周知すべき事項の検討
 - エ その他必要と認める事項
- (3) 霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会
 - ア 霧ヶ峰の特性を生かしたエコツーリズムモデル構築のために実施すべき事項の検討
 - イ 霧ヶ峰の情報発信に関する検討
 - ウ その他必要な事項

第3 構成

作業部会は、別表に掲げる団体及び機関をもって構成する。

第4 役員

作業部会に次の役員を置き、構成員の互選により選任する。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長

第5 運営

- 1 作業部会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 作業部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 作業部会に、別表の団体及び機関のほか、必要と認められるものを出席させることができる。
- 5 作業部会の事務局は、長野県諏訪地域振興局環境課に置く。

第6 補 則

この要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附則 この要綱は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

一部改正 平成 20 年 11 月 20 日施行

一部改正 令和元年 5 月 20 日施行

一部改正 令和 4 年 3 月 日施行

別 表

作業部会	団体及び機関
<p>「草原」「湿原」「樹叢」 保全再生部会</p>	<p>上桑原牧野農業協同組合、下桑原牧野農業協同組合、小和田牧野農業協同組合、霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、茅野市米沢北大塩財産区、茅野市北山柏原財産区、林野庁中部森林管理局南信森林管理署、諏訪市グライダー協会、一般社団法人長野県環境保全協会諏訪支部、諏訪地域自然保護レンジャー世話人会、霧ヶ峰ネットワーク、環境会議・諏訪、霧ヶ峰ガイド組合、諏訪教育会自然研究部、国立大学法人信州大学、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所、諏訪市市民部生活環境課、諏訪市教育委員会生涯学習課、茅野市市民環境部環境課、下諏訪町教育委員会教育こども課、長野県環境部自然保護課、長野県環境保全研究所、長野県諏訪地域振興局農政課、長野県諏訪地域振興局林務課</p>
<p>“彩り草原空間”形成・ 施設整備部会</p>	<p>下桑原牧野農業協同組合、霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、霧ヶ峰高原牧野農業協同組合、林野庁中部森林管理局南信森林管理署、霧ヶ峰旅館組合、池のくるみ旅館組合、霧ヶ峰インターチェンジ商業会、車山高原自治会、車山高原観光協会、霧ヶ峰バス事業者連絡会、霧ヶ峰パークボランティア連絡会、霧ヶ峰ガイド組合、諏訪市経済部観光課、茅野市産業経済部観光まちづくり推進課、下諏訪町産業振興課、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所、長野県環境部自然保護課、長野県諏訪警察署交通課、長野県諏訪建設事務所維持管理課、長野県諏訪地域振興局企画振興課、長野県諏訪地域振興局商工観光課</p>
<p>霧ヶ峰エコツーリズムモ デル構築部会</p>	<p>物見石牧野畜産農業協同組合、霧ヶ峰強清水自治会、諏訪市観光協会、一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構、車山高原観光協会、八島湿原山小舎組合、下諏訪観光協会、諏訪地域自然保護レンジャー世話人会、霧ヶ峰ガイド組合、車山ガイド組合、K i N O A 合同会社、国立大学法人信州大学、諏訪市経済部観光課、環境省中部地方環境事務所信越自然環境事務所、長野県諏訪地域振興局商工観光課</p>